

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長洲町長 中逸 博光

市町村名 (市町村コード)	長洲町 (43368)
地域名 (地域内農業集落名)	六栄小校区 (葛輪・永方・塩屋・宮崎・赤田・永方・立野・向野・古城・鷺巣・赤崎・高田・折地・腹赤新町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 3月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【③葉切川地区(葛輪・永方・塩屋・宮崎)】

今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は現状から増加していないため、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積すべてに対して、新たな農地の受け手の確保が必要。すでに、地区内の耕地面積に対して64%を70才以上の農業者が占めており、農業者の高齢化が課題である。現在は耕作・維持管理ができていく農家が多いが、今後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。耕作条件が悪い農地は受け手がなく耕作放棄地になることが懸念される。また、農業者の減少・高齢化により、地元水利組合の維持・管理が困難になってきている。

【⑤宮崎川地区(赤田・永方・立野・宮崎・向野・古城)】

今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。現在は耕作・維持管理ができていく農家が多いが、今後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。地区内の耕地面積のうち44%が畑地であり、多くの畑地を抱える地区であるが、中心経営体は土地利用型農家が多く、特に畑地を中心とする耕作条件が悪い農地は受け手がなく耕作放棄地になることが懸念される。また、農業者の減少・高齢化により、地元水利組合の維持・管理が困難になってきている。

【⑦鷺巣・赤崎・高田地区(鷺巣・赤崎・高田)】

今後の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。現在は耕作・維持管理ができていく農家が多いが、今後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。特に鷺巣集落において農地や農道が狭いなどの要因で、大型の農業用機械が入れないほ場が多く、耕作放棄地の増大が危惧される。

【⑧折地地区(折地・腹赤新町)】

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、後継者・担い手が不足していることが課題であり、新たな農地の受け手の確保が必要。地域における後継者も不足している。また、1筆あたりの圃場面積が小さく、集約化が図れていない。農道・水路については、道幅、未舗装、草・ため池管理などの課題がある。農地利用については、水稻が主であり、麦などの裏作が普及していない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

菜切川地区において、規模拡大意向の中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。
宮崎川地区内において、規模拡大意向のある中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。
鷺巣集落においては、ほ場の営農環境の改善を進めつつ、地区内の中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進していく。
赤崎集落においては、中心経営体である1経営体へ優先的に集約していくほか、地区内での引受意向の強い中心経営体への集約化を促進していく。
高田集落においては、中心経営体である1経営体へ優先的に集約していくほか、地区内での引受意向の強い中心経営体への集約化を促進していく。
折地地区内において、担い手確保と後継者を探しつつも、地域外からの入り作を希望する認定農業者、法人、個人などの受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	402 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	402 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農業上の利用が困難な農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とすることを検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域において有効な団地形成を検討し、話し合いや離農に伴う集約化の取り組みを推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくとともに、機構集積協力金の活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 菜切川地区において、規模拡大意向の中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。 宮崎川地区内において、規模拡大意向のある中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することにより対応していく。 鷺巣集落においては、ほ場の営農環境の改善を進めつつ、地区内の中心経営体へ集約していくほか、入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進していく。 赤崎集落においては、中心経営体である1経営体へ優先的に集約していくほか、地区内での引受意向の強い中心経営体への集約化を促進していく。 高田集落においては、中心経営体である1経営体へ優先的に集約していくほか、地区内での引受意向の強い中心経営体への集約化を促進していく。 折地地区内において、担い手確保と後継者を探しつつも、地域外からの入り作を希望する認定農業者、法人、個人などの受け入れを促進することにより対応していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るために、作業受託を行う事業体への農作業の一部委託等を検討するなど、地域全体の農業経営を維持することで遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

【作業の効率化・収益力向上の方針】

畔を切って農地をまとめることによる集約化や、水管理の自動化など作業能率の向上を図る取組を検討していく。

【農機具の共同利用への取組方針】

折地地区においては、小規模の農業者の負担軽減と収益性向上を図るため、機械の共同利用等を検討する。